

平成 25 年産飼料作物の放射性物質検査について（一部改正）

平成 25 年 7 月 3 日

栃木県農政部畜産振興課

基本的な考え方

本県の平成 25 年産飼料作物については、「平成 25 年産の飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除等について」（平成 25 年 3 月 1 日付け 24 生畜第 2444 号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）において、平成 24 年モニタリング検査の結果、流通・利用が自粛となった地域の永年生牧草は、引き続き流通・利用を自粛するものとし、平成 24 年に流通・利用が可能となった永年生牧草及び除染済牧草地は、検査結果をもって自粛解除の可否を判断することとされた。

しかし、平成 24 年産の給与前検査の結果、単年生牧草等においても、那須地域を中心に暫定許容値を超過するものが散見されていることから、きめ細かな対応を行い飼料作物の安全性を確保し、安全・安心な畜産物の生産を進めていくことが必要となっている。

このため、平成 25 年産飼料作物のうち平成 24 年に流通・利用が可能となった地域の永年生牧草地及び除染済牧草地は、国通知に基づく全戸給与前検査を実施するとともに、それ以外の飼料作物についても作物ごと地域ごとに定める全戸給与前検査を実施し、利用自粛解除の可否の判断を行う。

また、野草・畦畔草等及び稲わらについてはモニタリング検査と併せて地域ごとに定める全戸給与前検査を実施し、利用自粛解除の可否の判断を行う。

飼料用米・ぬか等の飼料利用については、国の方針に基づき、平成 25 年産米及び麦のモニタリング検査結果を用いて判断する。

稲わらは刈取り以降水田に長時間放置すると、時間経過とともに放射性セシウム濃度が上昇することから、年内の収集を要請する。

なお、除染済牧草地とは、反転耕、ロータリー耕等を行った牧草地とする。

表 検査の種類について

検査	目的	内容	サンプル	検査方法
モニタリング検査	地域ごとに自粛解除の可否を判断	サンプル検査	立毛 <u>(稲わらは調製後)</u>	ゲルマニウム
給与前検査	個別に自粛解除の可否を判断	飼料作物ごとの個別検査	調製後 (放牧は立毛)	シンチレーション

1 流通・利用の自粛

平成 25 年産飼料作物等については、以下を流通・利用自粛の対象とする。

- (1) 永年生牧草：那須町、那須塩原市、大田原市、矢板市、塩谷町、日光市、鹿沼市
- (2) 公共牧場：県内全域
- (3) 単年生牧草：那須町、那須塩原市、矢板市、塩谷町
- (4) 長大飼料作物（予乾調製体系で収穫するスーダン、ソルゴーのみ）：那須町、那須塩原市
- (5) 稲WC S（予乾調製体系のみ）：那須町、日光市

- (6) 野草・畦畔草等：県内全域
 - (7) 稲わら：県内全域
 - (8) 飼料用米：県内全域
 - (9) 米ぬか・ふすま・麦ぬか（畜産農家における単体飼料としての利用）：県内全域
- また、上記以外については、流通・利用可とする。

2 流通・利用の自粛解除の方法（数値は水分 80%補正值、飼料用米・ぬか等は製品重量ベース）
 平成 25 年産の飼料作物等は以下の方法により自粛解除を判断する。
 なお、平成 24 年産の飼料作物は、平成 24 年度の検査方針に基づき対応する。

- ・流通・利用の自粛解除は搾乳牛[※]、乾乳牛は 50Bq/kg、それ以外の牛は 100Bq/kg を基準に判断する。（以下「給与判断基準値」という。） ※分娩前 2 か月以降の初妊牛を含む
- ・全戸給与前検査の濃度に応じて給与診断表を県で作成し、J A・酪農協等に提供する。

3 検査

平成25年産飼料作物の放射性物質検査一覧

地域	永年生牧草		単年生牧草	長大飼料作物	麦稈	稲WCS	野草・畦畔草等 (林地の草を除く)	
	未除染牧草地	除染済牧草地					管理あり	管理無し
那須	利用自粛	給与前検査	給与前検査	ダイレクトカット：流通・利用可 予乾調製体系：給与前検査	流通・ 利用可	ダイレクトカット：流通・利用可 予乾調製体系：給与前検査	モニタリング検査 (6市町) 給与前検査	利用自粛
那須塩原						流通・利用可		
矢板								
塩谷								
日光						ダイレクトカット：流通・利用可 予乾調製体系：給与前検査		
鹿沼								
大田原			給与前検査	流通・利用可				
県東			流通・利用可					
県南					モニタリング検査 (3地域) 給与前検査			

平成25年産稲わらの放射性物質検査一覧

地域	稲わら
那須	モニタリング検査 給与前検査
那須塩原	
日光	
大田原	モニタリング検査
矢板・塩谷	
鹿沼	
県東	
県南	

(1) モニタリング検査

野草・畦畔草等（林地の草を除く。以下「野草・畦畔草等」とする）は地域ごとの収穫・調製の可否の判断を行うため、稲わら（年内収集分のみ。以下「稲わら」とする）は地域ごとの流通・利用の可否の判断を行うため、モニタリング検査を実施する。

① 対象作物

野草・畦畔草等

稲わら

② 検査地域

1) 野草・畦畔草等

平成 24 年産飼料作物モニタリング検査の地域分けと同様の 9 地域に分け、1 地域当たり原則 5 点以上の検査地点を設定し検査する。但し、平成 24 年産永年生牧草モニタリング検査の結果、利用自粛となった 6 市町において、原発事故以降、継続的な管理（除草等）が行われていない土地に生育する野草については、検査の対象とせず、利用自粛とする。

2) 稲わら

県内全域を 8 地域に分け、1 地域当たり原則 5 点以上の検査地点を設定し検査する。

※検査地点は、農業振興事務所が関係市町、団体と調整の上選定し、サンプルリストを畜産振興課へ報告する。検査地点選定の際は、地域内において特に放射性セシウム濃度が高いと見込まれる地点がある場合は、当該地点を検査地点として設定する。

③ 検査の時期と検体

1) 野草・畦畔草等：収穫適期の 1 週間前以降から収穫前までに立毛で検査する。

2) 稲わら：刈取り後、梱包またはロールバール等に調製した状態で検査する。

④ 検査方法

検査サンプルは、農業振興事務所がサンプリング（約 1.5kg：セシウム分析用 1.2kg＋水分分析用 0.3kg）、前処理（細断、袋詰め）し、放射性セシウム分析は県農業試験場のゲルマニウム半導体検出器、水分分析は畜産酪農研究センターで実施する。

⑤ 自粛解除の可否の判断

1) 野草・畦畔草等

検査結果に基づき地域ごとに収穫・調製の可否を判断する。収穫可となった地域の給与の可否は全戸給与前検査により判断する。（検査方法は I の 3 (2) ④～⑦参照）

2) 稲わら

検査結果に基づき地域ごとに流通・利用の可否を判断する。ただし、那須町、那須塩原市及び日光市は地域ごとの判断に加えて全戸給与前検査により個別に判断する。（検査方法は I の 3 (2) ④～⑦参照）

また、平成 25 年産米モニタリング検査（以下「米検査」とする。）の結果、出荷・販売が自粛となった検査区域の稲わらについては、上記の結果に関わらず飼料用の流通・利用を自粛とする。

※なお、当該モニタリング検査結果により、敷料、土壌改良資材としての利用可否判断も併せて行う。

⑥検査結果の取扱い

畜産振興課は結果判明後、検査結果を取りまとめ、市町及びJA、酪農協等関係機関を通じて農家に周知するとともに公表（県ホームページ掲載）する。

(2) 全戸給与前検査

流通・利用自粛の地域において、自粛解除の判断を行うため、個別に検査を実施する。

①対象作物

永年生牧草（那須町・那須塩原市・大田原市・矢板市・塩谷町・日光市・鹿沼市において、平成24年モニタリング検査の結果、利用可能となった牧草地及び除染済牧草地に限る）、単年生牧草（那須町・那須塩原市・矢板市・塩谷町）、長大飼料作物（那須町・那須塩原市）、稲WC S（那須町・日光市）、野草・畦畔草等（モニタリング検査で収穫可となった地域）、稲わら（那須町・那須塩原市・日光市）

②検査地域

1で飼料作物ごとに設定した流通・利用自粛地域。ただし、永年生牧草については平成24年に利用可能だった牧草地（公共牧場）及び除染済牧草地に限る。

③検査の時期と検体

- 青刈り給与や放牧利用（経営内放牧含む）：収穫適期もしくは放牧開始の1週間前以降から給与・放牧前までに立毛で検査する。
- サイレージや乾草利用、稲わら：収穫調製時から給与前までにロール等で検査する。

④検査方法

検査サンプルは、JA、酪農協等関係団体がサンプリング（約1.5kg）、前処理（細断、袋詰め）及び搬入し、放射性セシウム分析は各農業振興事務所及び畜産酪農研究センターのNaIシンチレーションスペクトロメータで実施する。

水分分析は、放射性セシウム濃度の現物値がIの2に示した給与判断基準値（搾乳牛、乾乳牛用飼料の場合は50Bq/kg、それ以外の牛用飼料の場合は100Bq/kg）を超過した場合は、各農業振興事務所又は畜産酪農研究センターで実施する。

⑤自粛解除の可否の判断

農家ごとに当該飼料作物の検査結果に基づきIの2に示した暫定許容値と比較し、自粛解除の可否を判断する。なお、全戸給与前検査対象農家については、JA、酪農協等関係団体と連携し農業振興事務所が対象者名簿により管理する。

⑥検査結果の周知、報告

各農業振興事務所は結果判明後、速やかに検査結果及び給与診断表を、JA、酪農協等関係団体を通じて農家へ周知する。また、検査結果は1か月ごとに取りまとめ、翌月10日までに畜産振興課へ報告する（様式は給与診断表データとする）。

⑦検査結果に基づく指導

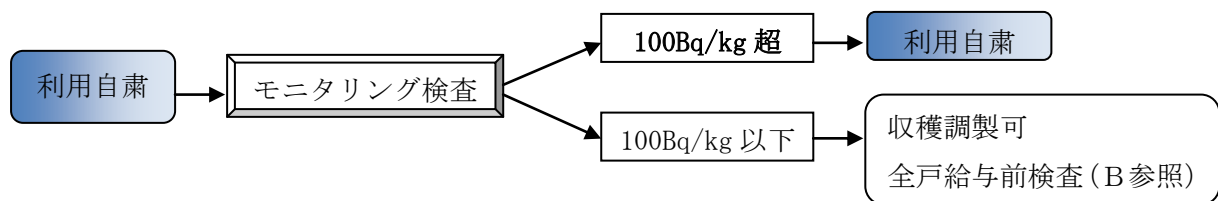
JA、酪農協等関係団体は給与診断表等を基に農家指導を実施する。

(3) その他

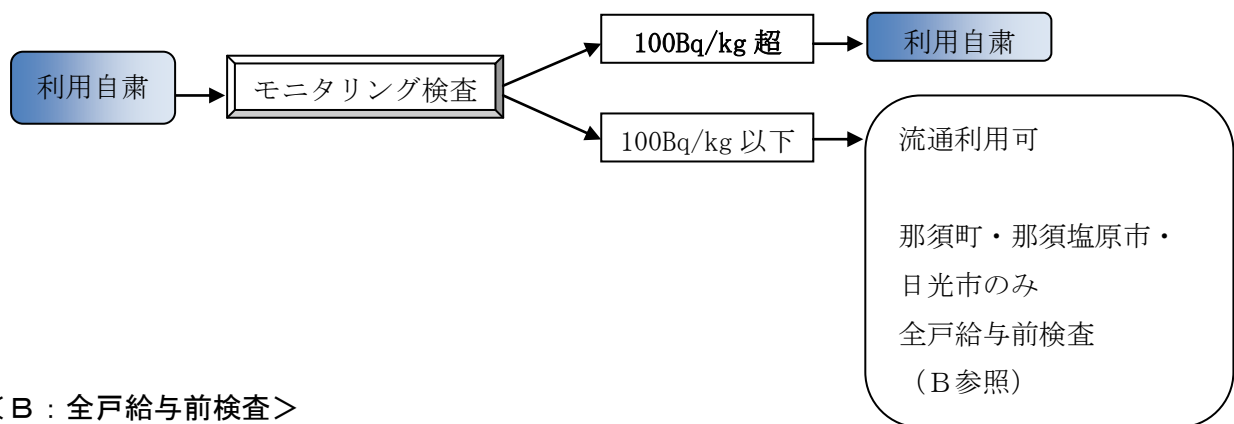
- ・飼料用米の出荷・販売自粛解除の可否については、平成 25 年産米モニタリング検査の結果により判断する。
- ・飼料用米・米ぬか・ふすま・麦ぬかの、畜産農家における単体飼料としての利用自粛解除の可否については、平成 25 年産米及び麦モニタリング検査の結果に各係数を乗じた値により判断する。

< A : モニタリング検査 >

野草・畦畔草等

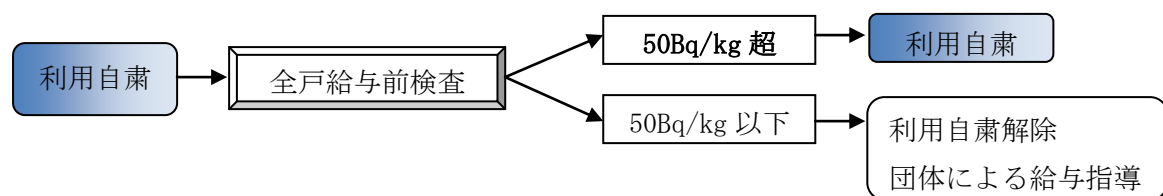


稲わら

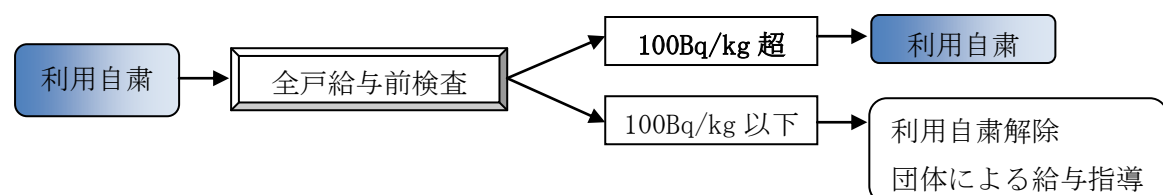


< B : 全戸給与前検査 >

搾乳牛 (初妊牛を含む)、乾乳牛



育成牛、繁殖牛、肥育牛



飼料作物の種類ごとの検査方法及び給与の可否判断

1 永年生牧草（公共牧場を除く）

※以下の牧草地も永年生牧草地と同じとする。

- ・原発事故後（H23 秋、H24 春秋、H25 春）に永年生牧草地を除染し、その後、永年生牧草もしくは他の飼料作物（イタリアン、ミレット、デントコーン、スーダン等）を作付け
- ・単年生牧草地を耕起せずに追播のみで利用

(1) 那須町、那須塩原市、矢板市、塩谷町、日光市、鹿沼市

①除染未実施の牧草地

利用自粛

②除染実施済の牧草地

全戸給与前検査

- ・全戸給与前検査（同一工法等で除染が実施されたほ場ごと、ロットごと：草種ごと、生産地ごと、収穫時期ごと、番草ごと、その他汚染状況により判断）により自粛解除の可否を判断する。ただし、経営内放牧実施の場合は立毛検査とする。
- ・該当牧草地所有農家は、検査を受ける際に（別添様式）「永年牧草地における除染効果確認表兼草地管理台帳」の写しを提出するものとする。

(2) 大田原市

全戸給与前検査

- ・除染実施の有無に関わらず、全戸給与前検査（ロットごと：草種ごと、生産地ごと、収穫時期ごと、番草ごと、その他汚染状況により判断）により自粛解除の可否を判断する。ただし、経営内放牧実施の場合は立毛検査とする。

(3) 県東地域、県南地域

流通・利用可

2 公共牧場

(1) 平成 24 年度に利用自粛となった牧場・牧区

①除染未実施の牧場・牧区

利用自粛

②除染実施済の牧場・牧区

牧区ごとに給与前検査をして放牧の可否を判断する。

(2) 平成 24 年度に利用可となった牧場・牧区

除染実施の有無に関わらず、牧区ごとに立毛検査をして放牧の可否を判断する。

3 単年生牧草（イタリアン、ミレット、麦類等）：前年の秋もしくは当該年の春に耕起して生産したものに限る

(1) 那須町、那須塩原市、矢板市、塩谷町

全戸給与前検査

・全戸給与前検査（ロットごと：草種ごと、生産地ごと、収穫時期ごと、番草ごと、その他汚染状況により判断）を実施し、自粛解除の可否を判断する。ただし、経営内放牧実施の場合は、個別の立毛検査とする。

(2) 大田原市、日光市、鹿沼市、県東地域、県南地域

流通・利用可

4 麦稈

流通・利用可

※敷料、土壌改良資材としても利用可

5 長大飼料作物（青刈りとうもろこし、ソルゴー、スーダン）

(1) 那須町、那須塩原市

①ダイレクトカットで収穫した青刈りとうもろこし、ソルゴー

流通・利用可

②牧草収穫体系（予乾調製を行うもの）で収穫したソルゴー、スーダン

全戸給与前検査

・全戸給与前検査（ロットごと：草種ごと、生産地ごと、収穫時期ごと、番草ごと、その他汚染状況により判断）により自粛解除の可否を判断する。

(2) 大田原市、矢板市、塩谷町、日光市、鹿沼市、県東地域、県南地域

流通・利用可

6 稲WCS

(1) 那須町、日光市

①ダイレクトカット（専用収穫機）で収穫したもの

流通・利用可

②牧草収穫体系（予乾調製を行うもの）で収穫したもの

全戸給与前検査

- ・全戸給与前検査（ロットごと：生産地ごと、収穫時期ごと、その他汚染状況により判断）により自粛解除の可否を判断する。

(2) (1)以外の市町

流通・利用可

7 野草・畦畔草等（林地の草を除く）

(1) 那須町、那須塩原市、矢板市、塩谷町、日光市、鹿沼市

①原発事故後、継続的な管理（除草等）が行われている土地

モニタリング検査

- ・地域区分は各市町（那須、那須塩原、矢板、塩谷、日光、鹿沼）とする。
 - ・立毛状態の野草をサンプリング・分析し、地域ごとに収穫調製の可否を判断する。
 - ・モニタリング検査地域内の検査地点のうち、一部の検査地点が給与判断基準値以下となった場合は、市町からの申し出により地域を細分化し、細分化地域毎に原則5点以上検査し、収穫調製の可否を判断できる。
- なお、細分化検査で給与判断基準値超となった場合、当該細分化地域は利用自粛とする。

収穫調製可となった地域

- ⇒ **全戸給与前検査** ・収穫調製可となった地域の給与・放牧の可否は全戸給与前検査（ロットごと：生産地ごと、収穫時期ごと、番草ごと、水田ごと、その他汚染状況により判断）で判断する。

②原発事故後、継続的な管理（除草等）が行われていない土地

利用自粛

(2) (1)以外の市町

モニタリング検査

- ・地域区分は3地域（大田原市、県東地域、県南地域）とする。
 - ・立毛状態の野草をサンプリング・分析し、地域ごとに収穫調製の可否を判断する。
 - ・モニタリング検査地域内の検査地点のうち、一部の検査地点が給与判断基準値以下となった場合は、市町からの申し出により地域を細分化し、細分化地域毎に原則5点以上検査し、収穫調製の可否を判断できる。
- なお、細分化検査で給与判断基準値超となった場合、当該細分化地域は利用自粛とする。

収穫調製可となった地域

- ⇒ **全戸給与前検査** ・収穫調製可となった地域の給与の可否は全戸給与前検査（ロットごと：草種ごと、生産地ごと、収穫時期ごと、その他汚染状況により判断）で判断する。

※林地の草については、引き続き利用を自粛するものとする。

8 稲わら

(1) 那須町、那須塩原市、日光市

(平成 24 年米検査で 50Bq/kg 以上が検出された地域および平成 24 年稲わらモニタリングで 20Bq/kg 以上が検出された地域)

モニタリング検査

- ・地域区分は市町ごととする。
 - ・刈取り後、梱包またはロールベール等に調製した稲わらをサンプリング・分析し、地域ごとに収穫・調整の可否を判断する。
 - ・モニタリング検査地域内の検査地点のうち、一部の検査地点が給与判断基準値以下となった場合は、市町からの申し出により地域を細分化し、細分化地域毎に原則 5 点以上検査し、収穫調製の可否を判断できる。
- なお、細分化検査で給与判断基準値超となった場合、当該細分化地域は利用自粛とする。

全戸給与前検査

- ・全戸給与前検査（ロットごと：生産地ごと、その他汚染状況により判断）により、流通・利用の可否を判断する。

(2) (1) 以外の市町

モニタリング検査

- ・地域区分は 5 地域（大田原、矢板・塩谷、鹿沼、県東、県南とする。）
 - ・梱包またはロールベール等に調製した稲わらをサンプリング・分析し、地域ごとに流通・利用の可否を判断する。
 - ・モニタリング検査地域内の検査地点のうち、一部の検査地点が給与判断基準値以下となった場合は、市町からの申し出により地域を細分化し、細分化地域毎に原則 5 点以上検査し、流通・利用の可否を判断できる。
- なお、細分化検査で給与判断基準値超となった場合、当該細分化地域は利用自粛とする。

※米検査の結果、出荷・販売が自粛となった検査区域の稲わらについては、上記の結果に関わらず飼料用の流通・利用を自粛とする。

※敷料、土壌改良資材としての利用可否判断も併せて行う。

9 飼料用米・米ぬか・ふすま・麦ぬか

飼料用米は、米検査の結果、出荷・販売が可能となった検査区域の米については、飼料用の出荷の自粛を解除する。

畜産農家が単体飼料として利用する場合は、下記の表を参考に「利用の判断に用いるデータ」に「係数」を乗じた数値が、給与判断基準値以下となった検査区域の生産物のみを利用すること。実際に放射性セシウム濃度を測定した場合は、その数値により判断する。

ただし、利用・流通の実態に応じて利用判断できるものとする。

種類	利用の判断に用いるデータ	係数
玄米	平成 25 年産 米モニタリング検査結果	1
もみ米		1.5
米ぬか		8
脱脂米ぬか	実際に測定が必要（係数の設定なし）	
ふすま 麦ぬか	平成 25 年産 麦モニタリング検査結果	3

牧草等利用にあたって留意すべき事項

1 放牧利用（経営内放牧、公共牧場）

- ・放牧を実施する地域、飼料作物の種類により個別の立毛検査が必要な場合があるので、必ず給与前検査を実施し給与判断基準値以下であることを確認すること
(Ⅱの1、2、3、7参照)
- ・放牧可能となった牧草地についても、肉や生乳からセシウムが検出されないように、放射性セシウム濃度に応じて利用時間制限等を行うこと
- ・搾乳用の初妊牛を給与前検査結果が50Bq/kg以上の牧区に放牧する場合、分娩予定の2ヶ月前には放牧を中止すること
- ・放牧をした牛を肉用出荷する場合は、十分な飼い直しを徹底すること。また、牧場管理者はその旨を畜主に伝えること
- ・放牧後、緊急的に肉用出荷が必要になった場合は農業振興事務所に相談すること

2 パドック利用

- ・野草が利用自粛となった地域においては、パドック内及びその周囲で生育している野草を継続的に除草し、採食できないようにすること
- ・野草が収穫調製可となった地域においては、パドック内及びその周囲で生育している野草を給与前検査し、給与判断基準値以下であることを確認すること
- ・牛の脱柵を防ぐために、牧柵等の状況確認等施設の管理を徹底すること

3 自給飼料（野草を含む）の給与

- ・流通・利用可となった飼料においても、放射性セシウム濃度によっては、摂取量により畜産物の給与判断基準値オーバーの可能性があるため、提示された給与量の目安を守るよう注意すること
- ・出荷時に出荷の可否や飼い直しが必要か判断できるよう給与飼料に関する給与野帳の記帳に努めること

4 収穫調製、保管

(1) 収穫調製

放射性セシウムを含む土壌等が飼料に混入することを防ぐため、以下の点に留意して実施する。

- ・収穫時の刈取高を高めに設定すること
- ・テッダー等による反転作業は、土壌を巻き上げないよう速度を落として丁寧に行うこと
- ・収穫調製時は、土壌を取り込まないよう、適正な速度で作業を行うこと
- ・林地周辺は放射性セシウム濃度が高い可能性のある落葉等の混入を防ぐため、出来る限り作付けしないか、もしくは、作付けし収穫する場合も別作業とし、区分して保管すること

(2) 機械や飼料庫の管理

- ・以前に収穫した牧草等や作業時に混入した土壌により、収穫物が汚染されないようにするため、収穫作業前に収穫機械や飼料庫等の清掃を十分に行うこと。

(3) 飼料の区分保管

できる限り自給飼料が有効に利用できるよう、収穫後のロール等は収穫場所、収穫時期、牧草の種類等ごとのロット管理を徹底する。

5 稲WCSの吸収抑制対策

「25年産稲の作付けに関する方針」（平成25年1月29日農林水産省公表）に基づき全戸生産出荷管理が行われる日光市（旧日光町、旧今市町）、那須町（旧那須村・大字高久乙、高久丙）においては、稲WCSについても、当該方針に基づき、作付前の吸収抑制対策の実施、生産管理を徹底する。